

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第80号
事故等種類	転覆
発生日時	平成24年5月19日（土） 16時50分ごろ
発生場所	愛知県南知多町大井漁港北東方沖 南知多町所在の大井港口灯標から真方位071° 200m付近 （概位 北緯34° 43.4′ 東経136° 58.4′）
事故等調査の経過	平成24年5月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーモーターボート 烏賊す ^{いか} メバル号、5トン未満（長さ3.36m） 281-38429愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	全損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、大井漁港を出港し、釣り場を探しながら、約8ノットの対地速力で北進中、右舷正横から波を受け、平成24年5月19日16時50分ごろ、同漁港北東方沖において、左舷側に転覆した。 本船は、沈没し、船長及び同乗者は、泳いでいたところ、転覆を目撃して来援した漁船に救助された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3 海象：波高 約0.3m、潮汐 高潮時
その他の事項	本事故当時には、大型船が付近を航行し、航走波が発生していた。 船長は、本事故当時、携帯電話を所持していたが、防水型ではなかったため、海水に濡れて使用できなかった。 乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、大井漁港北東方沖を北進中、他船の航走波を右舷側から受けたことから、左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、大井漁港北東方沖を北進中、他船の航走波を右舷側から受けたため、左舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航走波の発生状況に注意して航行すること。・ 海上に出るときは、防水型の携帯電話を携行することが望ましい。
-----------	---